注意
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　この申請書には、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し又はキャリアコンサルタント登録証及び講習の修了証又はこれに代わるべき書面を添えること。

様式第十二号の九（第四十八条の十九関係）

（表　面）

キャリアコンサルタント登録証

氏名
生年月日　　年　　月　　日生

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の19の登録を受けたキャリアコンサルタントであることを証明する。

登録番号
登録年月日
有効期間満了年月日

厚生労働大臣
印
指定登録機関代表者

（裏　面）

（備考）
1　登録証を滅失し、又は損傷したときは、厚生労働大臣／指定登録機関代表者に再交付を申請できる。（職業能力開発促進法施行規則第48条の21）
2　氏名若しくは住所、勤務地又は勤務先に変更があったときは、厚生労働大臣／指定登録機関代表者に登録の変更を申請するとともに、その変更の結果この登録証の記載事項の訂正を要するときは、申請書に添付して提出すること。（同規則第48条の20）
3　この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
4　有効期間の経過等により登録を削除されたときは、遅滞なく、この登録証を返納すること。

備考　用紙の大きさは、長さ54ミリメートル、幅86ミリメートルとする。

様式第十二号の十（第四十八条の二十関係）

キャリアコンサルタント登録事項変更届出書

収入印紙（消印しないこと。）

（ふりがな）
氏名
生年月日
住所
登録番号
登録年月日

キャリアコンサルタントの登録の登録事項に変更がありましたので届け出ます。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考

年　　月　　日

厚生労働大臣
殿
指定登録機関代表者

注意
1　指定登録機関が行う登録証の再交付を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。
2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第十二号の十一（第四十八条の二十一関係）

キャリアコンサルタント登録証再交付申請書

収入印紙（消印しないこと。）

（ふりがな）
氏名
生年月日
住所
登録番号
登録年月日

キャリアコンサルタント登録証の再交付を申請します。

理由

年　　月　　日

厚生労働大臣
殿
指定登録機関代表者

注意
1　指定登録機関が行う登録証の再交付を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。
2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第十二号の十二（第四十八条の二十四関係）

指定登録機関指定申請書

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

申請者　法人の名称及び代表者の氏名　　印

職業能力開発促進法第30条の24第１項の指定を受けたいので申請します。